

令和7年10月30日

組合員・利用者の皆様

みやぎ仙南農業協同組合
代表理事組合長 舟山 健一

お詫び

日頃より、JA事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当JA葬祭事業において、30代の職員が、受領した代金を着服する不正行為を行っていたことが発覚しました。

令和7年1月から9月にかけて、葬祭関係の商品代金及び頂く必要の無いサービス料を不正に受領し、総額210万円ほどを着服していました。

このような事件を発生させてしまい、組合員及びJA事業をご利用いただいている皆様には、たいへんご心配とご迷惑をおかけし、特に、不正なサービス料を請求してしまったご利用者様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げる次第でございます。

当事者については、厳正に処分を行うとともに、さらに調査を進め、内部統制上の不備を明らかにし、再発防止を徹底していく所存であります。

また、改めて、JAとして、コンプライアンス態勢をしっかりと立て直し、信頼を回復するため、役職員一同、誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも、ご支援ご支持を賜りますようお願い申し上げます。